

被災者特別割引申請書

申請日 年 月 日

割引期間	令和 8 年 9 月分月謝から令和 9 年 2 月分月謝まで ※現中学 3 年生は令和 9 年 3 月分月謝まで
生徒氏名	
申請内容	被災者特別割引

上記のように被災者特別割引を申請します。
また、罹災証明書の「罹災時の住所」に記載されている住家は申請者所有の家屋であることに相違ありません。

申請者（保護者）印

罹災証明書の写しの添付が必要となります。

- 対象 塾生の保護者所有の住家（賃貸物件は除きます） が全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊となり、市町村が発行する罹災証明書の写しを提出していただける方
- 内容 令和 8 年 9 月分月謝～令和 9 年 2 月分月謝、令和 8 年度冬期講習の授業料を割引いたします。
*2 学期日曜特訓、定期テスト対策の授業料、および教材費、模試代は割引の対象になりません。
全壊：80%割引 大規模、中規模半壊：50%割引 半壊：25%割引 準半壊：10%割引
*他の割引との併用はできません。既に他の割引（兄弟姉妹割引等）を受けられている方は、割引率が大きい割引を適用いたします。

塾使用欄

本部承認	校長	担任	備考
印	印	印	

校 学籍番号